

巻末資料

地域公共交通確保維持改善事業にかかる内容

幹線のうち、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象であるものについて、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和4. 6. 6国総地第23号、国総バ第58号、国自旅第67号、国自技環第26号）第7条に定める内容を下記に示します。

表1 幹線の地域公共交通確保維持事業概要

補助対象事業者等	地域の公共交通における位置付け・役割※	地域公共交通確保維持事業の必要性	事業及び実施主体の概要
(株)上信観光バス 前橋駅～高崎駅	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	前橋駅～京目～高崎駅の運行 車両減価償却費等国庫補助適用
関越交通(株) 高崎駅～渋川駅	主要幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要拠点間を連絡するなど、広域生活圏内の幹となる公共交通路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～イオンモール高崎前・群馬温泉～渋川駅の運行 車両減価償却費等国庫補助適用
関越交通(株) 高崎駅～群馬温泉	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～イオンモール高崎前～群馬温泉の運行 車両減価償却費等国庫補助適用
関越交通(株) けやきウォーク前橋～富士見温泉	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	けやきウォーク前橋～富士見温泉の運行

※カッコ内の数字表記は計画書内における当該路線の記載箇所を示す

補助対象事業者等	地域の公共交通における位置付け・役割※	地域公共交通確保維持事業の必要性	事業及び実施主体の概要
関越交通（株） 沼田駅～群大病院	主要幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要拠点間を連絡するなど、広域生活圏内の幹となる公共交通路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	沼田駅～関越高速道～群大病院の運行
関越交通（株） 沼田市保健福祉センター前～猿ヶ京	補助幹線 (3.4.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	沼田保健福祉センター前～沼田駅・後閑駅・上毛高原駅・たぐみの里～猿ヶ京の運行
関越交通（株） 沼田駅～鳩待峠行バス連絡所	補助幹線 (3.4.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	沼田駅～老神温泉・鎌田～鳩待峠行バス連絡所の運行
関越交通（株） 沼田駅～鎌田	補助幹線 (3.4.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	沼田駅～鎌田の運行
(株)群馬バス 高崎～室田	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～里見～室田営業所の運行 車両減価償却費等国庫補助適用

※カッコ内の数字表記は計画書内における当該路線の記載箇所を示す

補助対象事業者等	地域の公共交通における位置付け・役割※	地域公共交通確保維持事業の必要性	事業及び実施主体の概要
(株)群馬バス 高崎～榛名湖	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～本郷～榛名湖の運行 車両減価償却費等 国庫補助適用
(株)群馬バス 高崎～榛東村役場	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～上郊～榛東村役場の運行 車両減価償却費等 国庫補助適用
(株)群馬バス 高崎～伊香保	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～水沢～伊香保案内所の運行 車両減価償却費等 国庫補助適用
(株)群馬バス 高崎～南陽台	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～農大二高・吉井物産センター～南陽台の運行
(株)群馬バス 高崎～権田	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～権田の運行

※カッコ内の数字表記は計画書内における当該路線の記載箇所を示す

補助対象事業者等	地域の公共交通における位置付け・役割※	地域公共交通確保維持事業の必要性	事業及び実施主体の概要
(株)群馬バス 高崎～室田	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～室田の運行 車両減価償却費等 国庫補助適用
(株)群馬バス 高崎～箕郷	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～箕郷の運行
群馬中央バス (株) 前橋～高崎	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	前橋駅～芝塚～高崎駅の運行 車両減価償却費等 国庫補助適用
群馬中央バス (株) 高崎～県立女子大学	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	高崎駅～上滝・玉村～県立女子大学の運行
永井運輸(株) 前橋公園～玉村町役場	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	前橋公園～前橋駅～玉村町役場の運行 車両減価償却費等 国庫補助適用

※カッコ内の数字表記は計画書内における当該路線の記載箇所を示す

補助対象事業者等	地域の公共交通における位置付け・役割※	地域公共交通確保維持事業の必要性	事業及び実施主体の概要
永井運輸（株） 玉村町役場～新町駅	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	<p>玉村町役場～県立女子大学～新町駅の運行</p> <p>車両減価償却費等 国庫補助適用</p>
日本中央バス（株） 前橋駅～富士見公民館	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	<p>前橋駅～田島十字路～富士見公民館の運行</p> <p>車両減価償却費等 国庫補助適用</p>
日本中央バス（株） 前橋駅～八幡橋	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	<p>前橋駅～前橋西高校～八幡橋の運行</p> <p>車両減価償却費等 国庫補助適用</p>
朝日自動車（株） 本庄駅南口～神泉総合支所	補助幹線 (3.1.8 (3))	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線を補完し、地域拠点や主要拠点へのアクセスを支える公共交通路線である。 ・主要幹線には満たないが、県民生活を支える上で重要な公共交通路線である。 ・交通結節点への連絡路線である。 ・自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 	<p>本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉総合支所（県内鬼石入口～上町）の運行</p>

※カッコ内の数字表記は計画書内における当該路線の記載箇所を示す